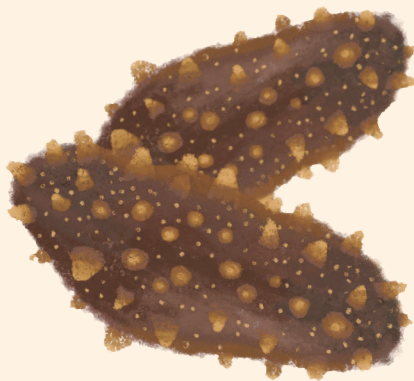


令和4年12月1日からアワビ・ナマコの販売に際し、
漁獲番号又は荷口番号の伝達が必要です。

16桁の番号がついている
アワビ・ナマコは、
適正に漁獲され、
流通しているものです。

制度の目的

水産流通適正化制度は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、
特定の水産動植物について、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成・保存等の
措置を講ずることにより、流通等の適正化を図ることを通じて、**違法な漁業の抑止**と
水産資源の持続的利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的
としています。



安心して購入・販売
いただけます

漁獲番号 採捕事業者が 附番する番号	届出番号(7桁)	取引年月日(6桁)	取引番号(3桁)	荷口番号 取扱事業者が 附番する番号	事業者割振り番号(7桁)	取引年月日(6桁)	取引番号(3桁)
	0234567	-231201-	XXX		5234567	-231201-	XXX
	西暦下2桁 + 年月日4桁				西暦下2桁 + 年月日4桁		

制度の概要 (特定第一種水産動植物等関係)

特定第一種水産物(アワビ・ナマコ)について、関係事業者ごとに次のことが義務付けられます。

- 1 採捕事業者(漁業者・漁協等) 2 取扱事業者(加工・流通事業者) 3 小売販売事業者
(消費者に販売する小売事業者・飲食店・宿泊事業者等)※2

- ① 届出(7桁の届出番号の取得) ① 届出(7桁の事業者割振り番号の取得)※1 ① 取引記録の作成・保存(3年間)
② 漁獲番号等の伝達 ② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達 ② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達
③ 取引記録の作成・保存(3年間) ③ 取引記録の作成・保存(3年間) ③ 取引記録の作成・保存(3年間)

※1 届出先:府域事業者は大阪府、複数の府県にまたがる事業者は農林水産省
※2 専ら消費者に販売する小売事業者、飲食店については、届出義務や消費者への伝達義務はありません

制度の詳細(説明動画等)/特定第一種水産動植物等に係る輸出事業者関係/特定第二種水産動植物関係
水産流通適正化法に係る周知・普及啓発資料(水産庁HP)



水産流通 普及啓発

検索

対応していただく/大阪府への届出方法等
大阪府 水産流通適正化制度(大阪府HP)



大阪府 水産流通適正化

検索

アワビ・ナマコを取り扱う

水産流通適正化制度 **3つの義務**

流通・小売販売・外食等取扱事業者の皆さまへ

1 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を使用して、**行政庁※1**に対して、**届出※2**を行う必要があります。

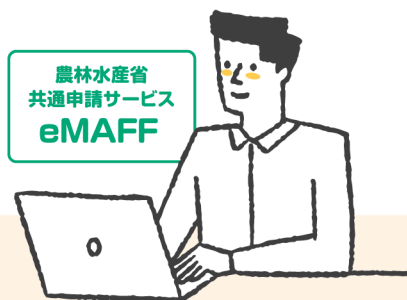
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫(以下「事務所等」)の所在地(該当するもの全て)
- 取り扱う水産物の種類(アワビ、ナマコ)

※1 届出先の行政庁は以下のとおりです。

事務所等が大阪府の区域内のみにある事業者→大阪府

事務所等が複数の都道府県にある事業者→農林水産省

※2 専ら消費者に対し、販売又は提供する事業者の場合は、届出は不要です。



2 事業者間の情報の伝達※3

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、他の取扱事業者にアワビ、ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合、**下記に掲げる事項を伝達する**必要があります。

- 名称 (取引において通常用いている名称)
- 重量又は数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (譲渡し又は引渡しをした年月日)
- 取扱事業者名 (譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称)
- 漁獲番号※4又は荷口番号※5 (輸入品又は養殖物の場合は、番号に代えてその旨)

※3 消費者に販売又は提供する場合は、当該消費者への伝達は不要です。また、消費者を含む不特定多数の者に販売するスーパーマーケット等で、事業者が消費者と同様の条件・立場でアワビ、ナマコやその加工品を購入する場合は、スーパーマーケット等は消費者と事業者を判別することは困難であるため、譲渡した記録の作成・保存及び情報の伝達は不要です。

※4 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に、当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。

※5 荷口番号とは、アワビ、ナマコやその加工品の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達を受けた複数の漁獲番号に代えて取引に附番する16桁の番号です。

(例) 事業者割振り番号 取引年月日 取引番号
荷口番号: **5234567 - 231201 - XXX**

西暦下2桁+年月日4桁

取引番号3桁は、任意に附番できます。

なお、大阪府水産流通適正化協議会ではアワビ001、ナマコ002としています。

3 取引等の記録の作成・保存

受領・発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(請求書、納品書等)に、①名称、②重量又は数量、③年月日、④取扱事業者名⑤漁獲番号又は荷口番号が記載されていれば、それを**3年間保存しておく**ことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。